

小学校英語教育の今後の方向性

—教育行政の動向と言語政策—

長坂香織*

要旨

平成10年12月14日に改正された文部省告示第175号小学校学習指導要領は、平成14年4月1日から完全実施されている。このなかで「外国語会話等」が、「国際理解教育の一環」として新たに取り入れられている。しかし、実施を前に「外国語会話等」という表現は、「英語活動」、「英会話活動」へと実質的には置き換えられてきた。また「英語」の位置づけも、外国の1つから国際共通語へと変わってきている。これらは、小学校英語教育が、総合的な学習の中で扱われる「国際理解教育の一環」から、独立した教科としての英語教育へと向かっていることを示唆していると思われる。さらに、グローバル化の潮流の中で、言語政策という視点も加味すると、小学校英語教育は、今後、教科もしくは教科に準ずるものとなる可能性が高いものと考えられる。

本稿では、小学校における英語教育導入の経緯を明らかにし、教育行政および言語政策の視点に立った小学校英語教育の今後の方向性について報告する。

キーワード：小学校英語教育、教育行政、言語政策

I. はじめに

英語は、戦後、中学校において、外国語として選択科目の1つではあったが、実質的には必修科目として、そして、平成14年度からは、正式に必修教科として扱われることになった。一方、小学校においては、一部の私立小学校を除けば、これまで英語は正式には取り入れられていない。ところが、中学校、高等学校、大学における英語教育の成果が疑問視される中で、小学校においても外国語教育を行うべきではなかろうかという議論が、1980年前後より周期的に盛り上がってきた。小学校における外国語教育に関する教育行政における動向は、1991年の臨時行政改革審議会の提言、そして1992年度の鳩山文部大臣による国際理解教育の一環としての英語教育の実験的導入の表明とそれに続く研究開発校の設置に始まった。1996年度には全国47各都道府県で1校ずつを研究開発校とし、2000年以降は英語を教科として行う研究開

発校も指定している。さらに2002年4月には小学校学習指導要領が改正され、「文部省告示第175号小学校学習指導要領」に沿った教育課程が小学校に完全に導入され、国際理解教育の一環として外国語会話を行うことが小学校3年から可能になった。しかしながら、中学校・高等学校の英語教育との連携、総合的な学習の一環という不明瞭な位置づけ、教育目的・内容、指導者の養成と確保など、問題が山積している。

本稿では、「文部省告示第175号小学校学習指導要領」の意図する小学校における国際理解教育の一環としての「外国語会話等」の意味を、教育行政及び言語政策の視点から考察し、小学校英語教育の今後の方向性を探る。

II. 教育行政の動向

ここでは、「第1次中央教育審議会答申」（文部

省：1996)、「文部省告示第175号小学校学習指導要領」(文部省：1998)、『小学校英語活動実践の手引』(文部科学省：2001)、「英語指導方法など改善の推進に関する懇談会報告」(文部科学省：2001)、さらには「英語指導方法など改善の推進に関する懇談会」による「英語力・国語力増進プラン」(文部科学省：2002)から、文部科学省(旧文部省)の考える小学校における「外国語会話等」の意味するところと、小学校英語教育の今後の動向に関して考察する。

1. 「中央教育審議会第一次答申」にみる国際理解教育と外国語教育

「文部省告示第175号小学校学習指導要領」の告示の2年前、平成8年8月、「中央教育審議会第一次答申」(以下「第一次答申」)は、「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について—子どもに「生きる力」と「ゆとり」を—」と題して、受験競争、いじめ、登校拒否等の今後の教育の在り方を述べた第1部、学校・家庭・地域社会の役割と連携の在り方を述べた第2部、そして国際化、情報化、科学技術の発展等社会の変化に対応する教育の在り方を述べた第3部からなる。

この第一次答申、第3部では、「生きる力」の育成を教育の基本として、国際化、情報化、科学技術の発展、環境問題に関する教育の在り方を、相互の関連性を踏まえたうえで考える必要があると前置きをした上で、その第2章[1]において、国際化の進展に対応した教育全般を進めていく上での留意点として次の三点を挙げている。

- (a) 広い視野を持ち、異文化を理解するとともに、これを尊重する態度や異なる文化を持った人々と共に生きていく資質や能力の育成を図ること。
- (b) 国際理解のためにも、日本人として、また、個人としての自己の確立を図ること。
- (c) 国際社会において、相手の立場を尊重しつつ、自分の考えや意思を表現できる基礎的な力を育成する観点から、外国語能力の基礎や表現力などのコミュニケーション能力の育成を図ること。

また、第3部第2章[2]には、国際理解教育の充実として、上記(a)(b)が重要であることを述べると同時に、十分に踏まえなければならない視点として、欧米先進諸国に目を向けがちだった姿勢を改め、アジア諸国やオセアニア諸国など様々な国々にも一層目を向けていく必要性が述べられている。また、「国際理解教育は、各教科、道徳、特別活動などのいずれを問わず推進されるべきもの」であり、「総合的な教育活動であることを踏まえて、(中略)『総合的な学習の時間』を活用した取り組みも考えられよう」*としている。

外国語教育に関しては、第3部第2章[3]に、「外国語教育の改善」として述べられている。その中で、小学校における外国語教育に関しては、「教科として一律に実施する方法は採らないが、国際理解教育の一環として、『総合的な学習の時間』を活用したり、特別活動などの時間において、学校や地域の実態などに応じて、子どもたちに外国語、例えば英会話などに触れる機会や、外国の生活・文化などに慣れ親しむ機会をもたせることができるようにすることが適当であると考えた」としている。

ここでいう国際理解教育の一環としての外国語教育は、国際理解教育自体が具体的な定義を欠いている上に、外国語に「触れる」という曖昧な言葉を用いているため、非常に不明瞭で、混乱を招く表現となっている。また、その言語に関しても、「例えば英会話など」とあるだけで、特定していないにもかかわらず、研究開発校では英語のみを扱っているのが実態である。答申として、不明瞭な要素が多いのではないか。

2. 「文部省告示第175号小学校学習指導要領」と『小学校英語活動実践の手引』

1) 「文部省告示第175号小学校学習指導要領」にみる「外国語会話等」

前述の第一次答申を受けて、平成10年12月、「文部省告示第175号小学校学習指導要領」(文部省：1998)(以下「新学習指導要領」)は、「国際理解に関する学習の一環としての外国語会話等」として総合的な学習の時間の中で外国語会話を

*以下、「」を用いて直接引用する場合には、引用文中の「」は『』を用いて表記する

うことができることを示した。

総合的な学習とは、「国際理解、情報、環境、福祉・健康などの横断的・総合的な課題、児童の興味・関心に基づく課題、地域や学校の特色に応じた課題」などについての、各学校の実態に応じた学習活動である。教科とは別枠で、週3時間程度、年間105時間から110時間が、これに充てられる。また、総合的な学習のねらいは、「自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育てること」と「学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができるようにすること」の2点である。

さらに、総合的な学習で配慮する事項として「国際理解に関する学習の一環としての外国語会話等を行うときは、学校の実態などに応じ、児童が外国語に触れたり、外国の生活や文化などに慣れ親しんだりするなど小学校段階にふさわしい体験的な学習が行われるようにすること（下線は筆者による）」としている。これは、前述の第一次答申とほぼ等しいが、国際理解教育の枠組の中で外国語会話として、総合的な学習の時間の中で行うことを明確にしている。しかし、「触れる」という語は、第一次答申同様使用され、外国語の扱い方に関しては依然として不明瞭である。また、第一次答申にあった「例えば英会話など」という文言は、使用されていない。外国語の特定化を避けていると考えられる。

2)『小学校英語活動実践の手引』にみる「外国語会話等」と「英語活動」の関係

平成14年4月の新学習指導要領実施を前に、文部科学省は、平成13年1月末『小学校英語活動実践の手引』（文部科学省：2001）（以下『手引』と省略）の白表紙本を、各都道府県教育委員会に配布した。この『手引』の理論編で、総合的な学習で扱われる「国際理解」と「外国語会話等」、さらには「英語活動」との関係が説明されている。以下に、文部科学省による「小学校英語活動実践の手引について」（文部科学省：2001.2）の報道

発表に載せられた『手引』の抄から、「1章 英語活動のねらい」の一部を引用する。

1「国際理解」と「外国語会話」の関係

(1)「国際理解」のねらい

国際理解は異文化を知ることだけにとどまらず、異文化を知ることを通して自国の文化を知り、さらに単に知識の習得だけを目的とするのではなく、行動する能力を習得することがねらいとされている。すなわち子どもが頭だけで学ぶのではなく、体験的な学習や問題解決的な学習などを多く取り入れ、実践的な能力や資質、また、態度を育成していくことが求められているのである。

さらに、外国語によるコミュニケーション能力の育成が求められている。国際理解における「外国語会話」は行動する能力を育成する上でも大きな役割を持ち、これからの国際理解を進める上で、重要な要素となっている。

(2)「国際理解」の構成

国際理解を進める具体的な学習活動として「外国語会話」「国際交流活動」及び「調べ学習」などがある。これらの活動は、いずれも国際理解を進める上で有効な方法であり、相互に有機的な関連を図りながら取り上げていくことが望まれる。

(3)「外国語会話」と「英会話学習」

「外国語会話」とは、諸外国の様々な言葉を使った意思の疎通を図るための会話である。現在、世界の多くの場面で使用されている言語であることや子どもが学習する際の負担などを考慮して、この手引では、英語を取り上げることとした。小学校においては、子どもの発達段階に応じて、歌、ゲーム、クイズ、ごっこ遊びなどを通して、身近な、そして、簡単な英語を聞いたり話したりする体験的な活動を中心に授業が構成されることから、この手引では「総合的な学習の時間」で扱う英会話を「英語活動」と呼ぶこととした。

「国際交流活動」は様々な学校行事や地域の外国人との直接の交流を通して、様々な言葉や文化に触れたりしながら、子どもの国際感覚を磨く活動である。「調べ学習」は、子どもの興味・関心を基にして、外国の生活や文化などについて調べたり発表したりする活動である。

これらに加え、『手引』には、英語活動を通して「国際理解に関する意識が自然に芽生えることが期待されている」とあり、「他のアジアを含む国々の文化・言語（挨拶などの簡単な言葉）に関しては、『国際交流活動』や『調べ学習』で触れることが期待される」とある。

すなわち『手引』は、第1に、外国語会話はコミュニケーション能力の育成のためであることを述べている。これは単なる挨拶を越えた、言語ひいては思考のやりとりを意味すると考えられる。第2に、外国語会話として「英語」の会話を学習する根拠を、それがほぼ国際共通語であることと、学習における負担軽減（中学校の英語教育との関係と捉えられよう）であるとしている。これらの根拠は、外国語を不特定の外国語とするのではなく、英語に限定する根拠と考えられる。さらに、英語以外の言語に関しては「外国語会話」以外で触れるとも述べていることから、「外国語会話」の外国語とは、まさに国際共通語である英語を意味していることが明らかである。

さらに、「調べ学習」と、様々な学校行事や交流からなる不定期な「国際交流活動」とは別に「外国語会話」を設けていることから、定期的な授業を想定していることが伺える。このことは、『手引』の実践編で、「外国語会話」の短期・長期の活動計画を立てる必要を述べ、1時間の授業計画の立て方から年間計画の立て方まで示していることから、容易に推測することができる。

3) 国際理解教育と英語教育

「外国語会話等」に関する上記2)で述べた『手引』の説明は、それが基づいているはずの「新学習指導要領」の「横断的・総合的な課題である国際理解」という枠組みに矛盾する。育むべき国際理解に関する意識自体が「自然に芽生えることが期待される」とあるように、付随的なものとして期待されているに過ぎず、その要点は外国語それも英語によるコミュニケーション能力の育成、すなわち英語教育・英語学習に限定されているからである。一体、国際理解教育なのか英語教育なのか、理解に苦しむところである。

さらに、コミュニケーション能力の育成と国際理解教育とは、同時に1つの教育の中で並行して行うことができるものだろうかとの疑問が生ずる。筆者は、英語教育に携わる中で、コミュニケーション能力の育成はあくまでも技能教育であると感じている。国際理解に必要な知識や態度といった要素、たとえば、文化間に認められる様々な差異を知り、それらにどのように対処するかなどを学ぶことは、英語教育の中で必要に応じて、付随的に取り上げることはできる。しかし、英語教育（コミュニケーション能力の育成）と国際理解教育の2者を、並行して行うことは困難であると考える。小学校への国際理解教育の一環としての英語教育の実験的導入に携わっている松川（1996：11）は、研究開発校（岐阜県穂積町立生津小学校）において、「実験開始当初は、英語学習と国際理解教育の2本の目標で構想を立てたが、日々の授業の中で国際理解教育の目標を具現化しようとする、取ってつけたようなものになりがちで、英語学習1本にしぼってきた」という。国際理解教育ができるか否かは学習材料により、常に行おうとすると無理があるということであろう。生徒の理解できる英語が限られている中で、国際理解教育の目標と英語教育の目標を併せ持つ教材を開発するのは、まさに至難の技といえる。

小学校における英語の現状を、松川（2001：43-45）は、「総合学習の時間」での国際理解に関する学習の一環としての英語という位置づけは、文言上は国際理解教育型¹⁾を連想させるものであるが、実際には英語教育改善型²⁾と国際理解教育型の2つの理念が混じって導入されるところに、現状での小学校英語の性格の曖昧性があるように思われると述べている。また、富田（2001：54-55）では、現在の状況では目的も理念も異なる2つの教育論（教育の総合化論と早期英語教育論（図1参照））が1つの枠組みに混在していると述べている。松川（2002：27）によれば、新学習指導要領が完全実施された2002年現在においても、「英語活動は果たして総合学習なのか、国際理解教育なのかという論議が多くの学校で行われているのが実情である」という。

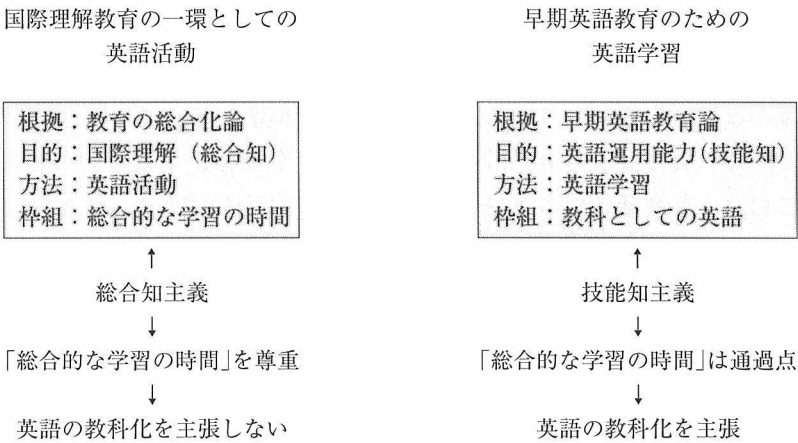


図1 英語活動と英語学習の相違（富田：2001）

このような不明瞭な状況を解消するためには、文部科学省は、「国際理解に関する学習の一環として外国語会話等を行うこと」が総合学習の一環としての国際理解教育なのか、あるいはコミュニケーション能力の育成を目指す英語教育なのかを、明確にしなくてはならないと思われる。国際理解教育と捉えるならば、英語と英語圏の文化に限定せず、様々な言語や文化に触れることができるような授業が好ましいであろう。一方、コミュニケーション能力の育成と捉えるならば、なかなか一言語のみを取り上げた場合には、もはやそれは国際理解教育の一環ではなく、国際理解教育と重複する部分を持ちながらも独立した言語教育（独立した教科）と考えられるべきであろう。「コミュニケーション能力の育成」を国際理解教育、ひいては総合的な学習の時間に含めることは、総合的な学習の定義—国際理解、情報、環境、福祉・健康などの横断的・総合的な課題、児童の興味・関心に基づく課題、地域や学校の特色に応じた課題などについての、各学校の実態に応じた学習活動—からみても無理があると思われる。

3. 「英語指導方法など改善の推進に関する懇談会報告」にみる小学校英語教育

平成12年1月、旧文部省、文部大臣裁定の「英語指導方法など改善の推進に関する懇談会」が発足し、その年の6月の審議経過報告を経て、平成13年1月、『手引』の発行と同時期に、「英語指導

方法など改善の推進に関する懇談会報告」（文部科学省：2001）が提出された。これは、その冒頭に、「21世紀を担う児童、生徒や学生たちが、将来、英語による基礎的・実践的なコミュニケーション能力をしっかりと身に付けることは、国際化・グローバル化が急速に進む今日、極めて重要な課題である。（中略）我々は、（中略）英語指導方法の改善のほか、小学校英会話学習、高校入試、大学入試のあり方、英語を聞き話す機会の拡充など多岐にわたる問題点について真剣に意見を交換した。」とあるように、単に英語指導法の改善のみでなく、初等教育機関から高等教育機関の全段階において、幅広く「言わば国際共通語となっている英語によるコミュニケーション能力」の必要性を訴えている。英語という言葉は、前述の『手引』では「現在、世界の多くの場面で使用されている言語」という非常に曖昧な表現を用いて表わされていたが、この報告では、「国際共通語」という明確な表現を用いていることに注目したい。文部科学省は、この報告書においてはじめて英語が国際共通語であることを正式に認めている。

同報告では、21世紀に生きる日本人に求められる英語力に関して、各学校段階を通じた一貫性のある英語教育のシステムを確立し、国民全体に求められる英語力の育成と、専門分野に必要な英語力や国際的に活躍する人材などに求められる高度な英語力の育成のおのおの方策を検討すべきであるとしている。さらに、小学校段階の英語の取

扱いについては、「子どもたちが楽しみながら英語や異なった文化に触れて興味や関心を持ったり、言語に対する豊かな感性を養ったりするような形で実施すべきである」としながらも、『総合的な学習の時間』における英会話学習の実施状況や、子どもの言語習得の特質などを踏まえつつ、教科としての英語教育の可能性も含め今後も積極的に検討を進める必要がある」と、将来的な教科化を示唆している。

4. 「『英語が使える日本人』育成のための戦略構想の策定について—英語力・国語力増進プラン」にみる小学校英語教育

文部科学省、初等中等教育局国際教育課はさらに、前項の「英語指導方法など改善の推進に関する懇談会報告」（文部科学省：2001）を踏まえ、学校教育全般における国民の英語によるコミュニケーション能力の飛躍的な向上を目指した具体的な方策に関する意見聴取を目的とする、英語教育改革に関する懇談会を平成14年1月に発足した。この懇談会は、平成14年7月『『英語が使える日本人』育成のための戦略構想の策定について—英語力・国語力増進プラン』（文部科学省：2002）（以下「英語力・国語力増進プラン」とする）³⁾という具体的なアクションプランを発表している。その趣旨には、「経済・社会などのグローバル化が進展する中、子ども達が21世紀を生き抜くためには、国際的共通語となっている『英語』のコミュニケーション能力を身に付けることが必要であり、このことは、子ども達の将来のためにも、我が国の一層の発展のためにも非常に重要な課題となっている。」とある。

小学校における英語教育に関して、英語力・国語力増進プランでは、政策課題の主要な施策の一つとして、「小学校の英会話活動の充実」を挙げ、総合的な学習の時間などにおいて英会話活動を行っている小学校に指導の充実を図るような人的支援を行うことを盛り込んでいる。また、検討課題として、「小学校英語教育に関する研究協力者会議の組織」をあげ、3年間を目処に結論を出すとしている。

この英語力・国語力増進プランをもって、文部科学省の意図がいよいよ明確になってきた。すなわち、小学校における英語教育の導入を含めた英語教育全般を、単に教育行政的な問題ではなく、日本の国益の問題の一部として取組むべきものであると考えていると捉えられる。このことは、言うまでもなく、新学習指導要領による小学校における「外国語会話等」が、実施開始年度の2002年度において実質的には、国際共通語としての英語を用いた「英会話活動」となったことを意味している。また、現行では総合的な学習の時間の中で扱っているが、将来的には総合的な学習からは独立した、教科に近い時間として扱うことを前提としていると捉えてよいのではないかと。

また、「英会話活動」という表現自体にも注目する必要があるのではないかと。『手引』における「英語活動」は、簡単な英語を使った体験的な活動を中心に授業が構成されるとしていたが、英語力・国語力増進プランにおいて「英会話活動」としたのは、「英語によるコミュニケーション能力の向上」という意味合いを加味したものと考えられる。

5. 教育行政にみる小学校英語教育の方向性

以上、文部科学省が提示する新学習指導要領及びそれに続く報告書、アクションプランの検討を通して、次の三点の特徴あるいは動向が認められる。第一に、新学習指導要領における国際理解の一環としての「外国語会話等」は、国際理解教育と外国語教育という目的の異なる二つの枠組を、1つの枠の中に納めていること。第二に、新学習指導要領の「外国語会話等」の意味は、実質的には、目的の曖昧な国際理解教育の一環としての「外国語会話等」から、「英語活動」、そしてコミュニケーション能力を育成するための方策の一つとしての「英会話活動」へと置き換えられ、その目的が次第に明確に定義されるようになったこと。第三に英語の捉え方が、一外国語から、国際共通語へと変化してきたこと。

これらの動向は、英会話活動を総合的な学習の中の国際理解教育の一環とするのは中間的な措置

で、今回の学習指導要領改正にあたっては教科化されることが充分考えられることを示唆している。その目的も、国際共通語としての英語のコミュニケーション能力の育成に絞られてきた現在、小学校英語教育の是非論は既に飛び越え、いかに小学校英語教育を行うかという内容論と方法論が教育行政上の目下の課題であるとする。

Ⅲ. 言語政策からの視点

1. 言語政策とは

言語政策とは、『英語教育用語辞典』によれば、「国家が言語に関して採用する政策のこと。公用語の決定、教育用言語の決定、外国語教育に関する政策などがその例である。(中略)現在の日本国内において実施されている外国語教育に関する政策も言語政策の1つである。」また、田中(1999b:45)は、外国語教育政策を言語政策の一つとして取り上げ、その課題をマクロ的政策課題とミクロ的政策課題に分類し、次のように定義している。「マクロ的政策課題とは、例えば、国が政策的に行う外国語の語種選定、言い換えると、どの外国語を学校教育で教えるのかという類のものである。一方ミクロ的なものとは、外国語教育に関連した教育制度上の諸問題を解決するための政策課題で、例えば、国際比較から見たクラスサイズ問題にどう対応するのか、語学学習施設をどのように充実させるか、外国語教員養成制度をどのように改革・改善するかなどがこれに当たる。」両者の定義に基づけば、新学習指導要領に関連する文部科学省の一連の改革・改善はすべて言語政策にあたる。

一方、『新社会学辞典』(森岡他:1993)によれば、言語政策とは、「国家が複数の言語共同体を抱え込んだ場合、言語間に生ずる軋轢をいかに解決するかを課題とする領域。」とある。これを現代の国内外におけるグローバリゼーションという文脈でとらえるなら、国家が複数の言語共同体を内部に抱え込んだ場合のみでなく、地球規模の動きに対応するために、外部の言語共同体との間の軋轢を解決し、言語の違いによる不利益を被らぬ

ようにするための国家としての政策も含まれる。以下の項(Ⅲ.2~4)では、グローバリゼーションという文脈における国家としての言語に関する政策に視点をあてて、小学校英語教育の方向性を検討する。

2. 言語政策としての「英語力・国語力増進プラン」

『「英語が使える日本人」育成のための戦略構想—英語力・国語力増進プラン』(文部科学省:2002)は、「経済・社会などのグローバル化が進展する中、(中略)国の一層の発展のため」と謳っている。そればかりか、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」(平成14年6月、閣議決定)の人間力戦略の一環として、文部科学省がとりまとめることになっている行動計画でもあり、今後の進め方として、「直ちに実施可能なものは実施に移し」、予算の必要なものは、平成15年度予算案の決定と共に見直しを図って、「行動計画として決定する」ことになっている。これは、国の基本方針として、英語という言語を国際共通語として選択し、国民の英語力を高めるということであり、国家としての言語政策の一つと言えよう。

3. 「21世紀日本の構想」懇談会

平成12年1月18日、当時の首相小渕恵三氏の私的諮問機関「21世紀日本の構想」懇談会は、21世紀における日本のあるべき姿を国内外、専門家、国民に問うて⁴⁾取りまとめた21世紀日本の構想報告書『日本のフロンティアは日本の中にある』(「21世紀日本の構想」懇談会:2000)を、日本語、英語の両言語で公表した。その第1章IV.1.(2)の要旨には「グローバル・リテラシー(国際対話能力)を確立する」と題し、以下の二点があげられている。

・社会人になるまでに日本人全員が実用英語を使いこなせるようにするという具体的目標を設定し、習得レベル別のクラス編成、教員の客観的な評価や研修の充実、外国人教員の拡充、英語授業の外国語学校への委託などが必要。また、地方自治体などの公的機関の刊

行物やホームページなどは和英両語での作成を義務付ける。

・長期的には英語を第二公用語とすることの国民的論議が必要。

同報告書は、英語公用語化に関して大きな論争を呼び起こした報告書であるが、国として国際共通語である英語の教育の必要性が認識されていることは、明らかである。国家としての言語政策の検討を示すものであるといえよう。また、文部科学省による「英語力・国語力増強プラン」は、この報告書の流れを汲んでいると見てよいであろう。

4. 国際共通語としての英語

船橋(2000:58-62)によれば、英語を公用語として定めている国は世界で60カ国にのぼり、母語とする人口は約3億7千7百万人、第二言語⁵⁾とする人口は約3億7千5百万人、さらに外国語として学ぶ人口は約7億5千万人であるという。隣の韓国では国際社会に生きていく者には英語教育が不可欠とし1977年から小学校3年生以上に段階的に週2時間の英語教育が導入されている(田嶋 2000:34-35)。また、EU(欧州連合)では作業語(欧州委員会における毎日の業務を行う言語)としての地位の確立にとどまらず、それぞれの社会の人々の事実上の共通語となりつつある(船橋 2000:162)という。いまや英語は、全世界でおよそ15億人がなんらかのかたちで使用する国際共通言語として、確固たる地位にあることを認めざるをえないのではないか。そして、グローバリゼーションの拡大する今日、世界各国が国際社会で生きていくための英語による言語政策を講じている。

これと同時に、複数の英語の存在を認める動きも高まってきた。英語はもはやひとつではなく、たとえば日本人の英語、韓国人の英語、中国人の英語、インド人の英語など、それぞれの文化を背負った多様な英語が存在するという考え方である。このような英語を、中山(1994:188)は「多文化英語(Multicultural Englishes)」と呼び、

以下のように述べている。

英語というものはひとつの言語であるが、同時に多くの異種(varieties)がある。英語は脱国家化(de-nationalize)できるし、また、そうしなければならないのである。つまり、脱英米化(de-Anglo-Americanize)しなければならない。どの国や地域の英語も「多文化英語」のうちのひとつでしかなく、また、すべての英語は同等の価値をもっており、使用者の価値観を等しく表現できるのである。英語は、今日のグローバル社会においては「多文化化」「多様化」「土着化」「超民族化」しなければならないのである。

また、船橋は、以下のように述べている。

英語はアングロサクソンの占有物ではなく世界の広範な人々の実用語としての英語になりかわりつつあるし、単数の「英語」ではなく複数の「英語たち(Englishes)」へと姿を変えつつある(後略)。(船橋 2000:71)

「英語たち(Englishes)」の登場は、(中略)グローバリゼーションの本質である標準化と多様化の同時促進の流れの中に位置づけることができる。(改行)その中で、英語は最もよく共通語になりうる特質を備えている。(改行)共通語とは、一定の標準性がなければ、使い勝手が悪くなるが、究極的には多様性を保持してこそ成り立つからである。(船橋 2000:75)

本名(1999:28)の言うように、世界の人々は英語の多様性を許容しながら、それを多国間、多文化間交流の言語として利用しているのである。このような「多文化英語」に対する意識の高揚が、英語をアングロサクソンの言語としてではなく、国際共通語としてさらに強く意識させるようになると思われる。

日本における小学校英語教育の導入は、中学校・高等学校・大学の英語教育の非効率性に端を発しているが、現在ではむしろ、英語を特定の国の言語としてではなく国際共通語として、国家としての言語政策という視点から捉える必要性が高まってきていると言えよう。

Ⅳ. おわりに

新学習指導要領による小学校における「外国語会話等」の導入前後の経緯を、教育行政の視点で眺めてみると、その方向性は国際理解教育の一環としての外国語会話から国際共通語としての英語のコミュニケーション能力の育成へと変化してきている。また、言語政策の視点からも、英語教育は、国際社会で生きていくための国際共通語によるコミュニケーション能力の育成を目的とする教育として、認識されるようになってきた。グローバル化の急速な進行を考えると、次の学習指導要領改訂では、教科あるいはそれに準ずる形で導入が大いに見込まれる。

しかしながら、そこにいたるまでには議論していかねばならないことが、数多く残されているのではない。朝日新聞に、「教師 9 割改革に不満」(朝日新聞2002年 9 月22日付日刊)という、国立教育政策研究所の研究者らによる公立中学校の教員の調査に関する記事が掲載された。その調査によれば、「教育現場の現実を踏まえた教育改革」を望む声と、「教育改革が速すぎてじっくりと取り組む余裕をなくしている」という声がいずれも90%前後に上る。小学校英語教育にしても、現場の教師にとって、2002年の新学習指導要領の完全実施に伴い「英語活動」という圧力が強く掛かってきたのは納得できないという違和感があるという(松川 2002:27)。小学校における英語教育導入の問題点として、教育内容、教育方法に関する問題は当然のことながら、週5日制導入の中で新しい教科もしくはそれに準ずるものが導入できるのか、それによるしわ寄せはないか、英語の教員はどのように養成または調達するのかなどの制度的な問題に、文部科学省は現場の教師が納得いくような明確な解決策を示すことが必要であろう。同時に、国民の国際共通語としての英語のコミュニケーション能力向上の一環として小学校英語教育を行うならば、広く国民にその言語政策としての必要性を周知徹底し理解を求める努力も必要であろう。

【註】

1) 2) 松川(2001:43-44)は、小学校への英語導入に対する考え方は2つの方向に大別できるとして、英語の運用能力そのものより、英語に触れさせることのより、将来国際的に通用する表現力の基礎や外国、外国人に対する興味、関心、積極的な態度の育成を重視する国際理解教育型と、実践的コミュニケーション能力を重視した英語教育の充実を図るという意味での小学校段階での導入で、小、中、高一貫した英語教育改善の基礎作りという位置づけでの英語教育改善型の二者をあげている。

3) 同プラン(文部科学省:2002)では、戦略構想の達成目標として「国民全体に求められる英語力」を中学校卒業段階で平均英検3級程度、高等学校卒業段階で平均英検準2級～2級程度、「国際社会に活躍する人材などに求められる英語力」を各分野の必要に応じ仕事で英語が使える程度(具体的には各大学が設定)としている。

4) 同報告書は、河合隼雄(国際日本文化研究センター所長)を座長とする16人のメンバーからなる懇談会によるものであるが、その付属資料の資料1によれば、海外での意見交換、国内での専門家を招いてのヒアリング、研究者との討議、国民からの提言(公募)を反映したものである。

5) この「第二言語」とは、狭義の「第二言語」で、『英語教育用語辞典』(白畑他 1999:268)によれば、「狭義では、その言語が使用されている国や地域に住んで当該言語を習得しようとする場合、その言語を第二言語と呼び、当該言語が話されていない場所で学習する場合には外国語(foreign language)と呼んで区別する」とある。

【参考・引用文献】

- 朝日新聞 2002年 9 月22日付日刊「教師の 9 割改革に不満」。
- 大谷泰照(1997)「諸外国における外国語教育改善の方向」、樋口忠彦編『小学校からの外国語教育』41～49、東京：研究社。
- 影浦攻(編著)(1997)『小学校英語教育の手引』東京：明治図書。
- 後藤典彦・富田祐一(編著)(2001)『始めてみよう！小学校・英語活動』東京：アプリコット。
- 白畑知彦他(1999)『英語教育用語辞典』東京：大修館。
- 鈴木孝夫(1999)『日本人はなぜ英語ができないか』東京：岩波書店。
- 田嶋ティナ宏子(2000)「アジア諸国の初等英語教育」

『異文化間教育』第14号、33～48、京都：アカデミア出版会。

田中慎也 (1999a) 「世界の国々と言語政策[1]言語政策入門①」『英語教育』Vol.48、No.2、46～47、東京：大修館。

田中慎也 (1999b) 「世界の国々と言語政策[2]言語政策入門②」『英語教育』Vol.48、No.3、44～45、東京：大修館。

富田祐一 (2001) 「小学校・英語活動の進め方」、後藤典彦・富田祐一 (編著) 『始めてみよう！小学校・英語活動』46～55、東京：アプリコット。

中山兼芳 (編) (2001) 『児童英語教育を学ぶ人のために』京都：世界思想社。

樋口忠彦 (編) (1997) 『小学校からの外国語教育』東京：研究社。

船橋洋一 (2000) 『あえて英語公用語論』東京：文春新書。

本名信行他 (編) (1994) 『異文化理解とコミュニケーションー1』東京：三修社。

本名信行 (1999) 「なぜ『英語』なのかー国際コミュニケーションのための『英語学習』再考」、和田稔 (監修) (1999) 『小学校英語教育A to Z vol.1 キーポイント早わかりガイド』25～29、東京：開隆堂。

中山行弘 (1994) 「国際語としての英語ーさまざまな背景をもつことば」、本名信行他編 (1994) 『異文化理解とコミュニケーションー1』176～199、東京：三修社。

松川禮子 (1996) 「生津小学校での英語教育の試み」『現代英語教育』1996年5月号、11～13、東京：研究社。

松川禮子 (2001) 「3. 小学校英語教育の経緯と現状 (1) 公立小学校における英語教育」、中山兼芳 (編) (2001) 『児童英語教育を学ぶ人のために』36～47、京都：世界思想社。

松川禮子 (2002) 「小学校への英語教育導入ー第2ステージが始まって」『英語教育』Vol.51、No.10、26～27、東京：大修館。

望月明彦 (編著) (2001) 『新学習指導要領にもとづく英語科教育法』東京：大修館。

森岡清美 (編著) (1993) 『新社会学辞典』有斐閣。

和田稔 (監修) (1999) 『小学校英語教育A to Z vol.1 キーポイント早わかりガイド』東京：開隆堂。

【参照・引用公的刊行物 (HP)】

文部省 (1996.7) 「文部省 審議会答申等 (21世紀を展望した我が国の教育の在り方について (第一次答申))」文部省ホームページ。

文部省告示第175号 (1998.12) 「小学校学習指導要領」文部省ホームページ。

小渕恵三首相私的諮問機関「21世紀日本の構想」懇談会 (2000.1) 「21世紀日本の構想報告書『日本のフロンティアは日本の中にあるー自立と協治で開く新世紀』」首相官邸ホームページ。

文部科学省 (2000.7) 「英語指導方法等改善の推進に関する懇談会審議経過報告」文部科学省ホームページ。

文部科学省 (2001.1) 「英語指導方法等改善の推進に関する懇談会報告」文部科学省ホームページ。

文部科学省 (2001.1) 『小学校英語活動実践の手引』東京：開隆堂。

文部科学省 (2001.2) 「小学校英語活動実践の手引 (Practical Handbook for Elementary School English Activities) について」文部科学省ホームページ。

文部科学省 (2001.3) 「英語指導法など改善の推進に関する懇談会報告」文部科学省ホームページ。

閣議決定 (2002.6) 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」首相官邸ホームページ。

文部科学省、英語教育改革に関する懇談会 (2002.7) 「『英語が使える日本人』の育成のための戦略構想の策定について 英語力・国語力増進プラン」文部科学省ホームページ。

Progress in TEFL at the Elementary School : Educational Administration and Language Policy

NAGASAKA Kaori

ABSTRACT

The new Guidelines for the Course of Study (1998) allow elementary schools to provide “conversation activities in foreign languages” as a part of education for international understanding, in “the Period for Integrated Study.” The phrase, “conversation activities in foreign languages,” seems to have changed its meaning, as time passed, in the educational administration. It changed from “conversation activities in foreign languages” to “activities using English,” and finally to “English conversation activities.” In July 2002, the year of the implementation of the new Guidelines, English is even defined as a common international language in the strategic plan to cultivate “Japanese With English Abilities” by the Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology.

Taking the progress of globalization in the economy and in society into consideration, those changes and implementation could suggest that English would be taught as a required subject at elementary schools after the next revision of the Guidelines for the Course of Study.

Key Words: teaching English at elementary schools, educational administration, language policy